

(平成 30 年 4月)

学 科 予 定 表

函 館 自 動 車 学 校

1-(1段階) 2-(2段階)

	1		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30											
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月												
1	8:50 ~ 9:40	休 日		1-8	1-9	1-10	1-2	仮効	休 日	休 日	2-14	2-15	2-16	2-5	本効	休 日	休 日	1-7	1-8	1-9	1-10	仮効	休 日	休 日	2-10	2-11	2-12	2-13	本効	休 日	休 日	8:50 ~ 9:40	1									
2	9:50 ~ 10:40			2-10	本効	2-11	2-12	2-13				1-3	仮効	1-4	1-5			1-6				2-6			本効	2-7	2-8	2-9						仮効	1-2	1-3	1-4	1-5			9:50 ~ 10:40	2
3	10:50 ~ 11:40		1-1	1-1	1-1	1-1	1-1	1-1				1-1	1-1	1-1	1-1			1-1				1-1			1-1	1-1	1-1	1-1						1-1	1-1	1-1	1-1	1-1			10:50 ~ 11:40	3
4	11:50 ~ 12:40			2-15	2-16	若年	2-5	本効				1-10	1-2	1-3	1-4			仮効				2-9			2-10	2-11	2-12	若年						1-9	1-10	1-2	1-3	仮効			11:50 ~ 12:40	4
5	13:40 ~ 14:30			2-9	仮効	本効	2-10					2-15	2-16	2-14	2-13							2-5			仮効	2-6	本効							2-7	2-8	本効	2-16			13:40 ~ 14:30	5	
6	14:40 ~ 15:30																																								14:40 ~ 15:30	6
7	15:50 ~ 16:40			1-9	1-10	1-2	仮効	1-1				2-6	2-5	2-7	本効			1-1				1-2			1-3	1-4	1-5	1-1						2-11	2-12	2-13	2-15	1-1			15:50 ~ 16:40	7
8	16:50 ~ 17:40			1-3	1-4	1-5	1-6	若年				1-7	1-8	仮効	1-10			1-9				2-8			若年	2-9	2-10	本効						1-7	1-8	仮効	1-9	1-10			16:50 ~ 17:40	8
9	17:50 ~ 18:40			1-7	1-8	仮効	1-9					1-2	1-3	1-5	仮効			1-4				1-6			1-7	仮効	1-8	1-9						1-10	仮効	1-4	1-2	1-3			17:50 ~ 18:40	9
10	18:50 ~ 19:40			仮効	1-3	1-4	1-5					仮効	1-7	1-8	1-9			1-10				仮効			1-2	1-3	1-4	1-5						1-6	1-7	1-8	仮効	1-9			18:50 ~ 19:40	10

普通科 ◎ 第1段階の学科には1-1~1-10と仮効があります。

- ・ 仮効を合格しないと、修了検定は受験できません。(45点以上を2回以上)
- ・ 修了検定合格後、第2段階の学科を受講することができます。
- ◎ 第2段階の学科には、2-1~2-16、と本効、と若年者講習があります。
- ・ 2-1(危険予測ディスカッション)は技能とのセット講習です。
- ・ 2-2~2-4(応急救護処置)は予約が必要です。
- ・ 技能教習第2段階の8時限目までに、2-15・16を受講すること。
(「15・自主経路、16・高速」は先行学科です。技能教習の前に受講すること。)
- ・ 本効を2回以上受講しないと、卒業検定は受験できません。
- ・ 25才未満の方は、若年者講習(若年)を受講すること。
- ・ 2輪免許所有者は学科2-1(セット教習で受講)と2-16を受講すること。

二輪科 ◎ 第1段階の学科には1-1~1-10があります。

- ・ 第1段階の技能、学科とも修了しなければ、第2段階の学科を受講できません。
- ◎ 第2段階の学科には2-1~2-16と本効と若年者講習があります。
- ・ 2-1(危険予測ディスカッション)は技能とのセット講習です。
- ・ 2-2~2-4(応急救護処置)は予約が必要です。
- ・ 技能教習「高速」を受ける前に2-16を受講すること。
- ・ 本効を2回以上受講しないと、卒業検定は受験できません。
- ・ 25才未満の方は、若年者講習(若年)を受講すること。

※ 仮効、本効は2回以上受講すること。